



近藤 敦氏 (名城大学法学部教授)

九州大学大学院法学研究科単位取得、学術博士(法学)。ストックホルム大学、オックスフォード大学、ハーバード大学客員研究員などを経て、現在は、名城大学ダイバーシティリサーチセンター所長、愛知県人権施策推進審議会会長。愛知県・名古屋市などの多文化共生推進プラン・人権施策推進プランの策定、国の外国人の基礎調査などに参画。専門は、憲法、国際人権法、移民政策。主な著書に『移民の人権』など。

人権の普遍性

人権は、人の権利なので、すべての人がもつ権利としての「人権の普遍性」を理念としています。しかし、人権条約には、理念通りではない規定もあります。たとえば、自由権規約25条の「参政権」は「市民」の権利と定め、同12条4項は「入国する権利」を「自国に入国する権利」と規定しています。また、社会権規約2条1項は「権利の完全な実現を漸進的に達成する」とあり、ただちに保障されない点も意識しています。

権利の「性質」と外国人の「態様」

日本国憲法の「基本的人権」については、当初、「何人も」と定めていれば外国人にも保障が及ぶが、「国民は」とあれば外国人には保障されないとする「文言説」も唱えられました。しかし、憲法制定時にその種の議論をして書き分けたわけではなく、不都合だとわかりました。そこで、人権の普遍性や国際協調主義から、権利の「性質」で判断する「性質説」が一般に採用されています。外国人の人権に関する最高裁のリーディングケースとされるマククリーン判決では、「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」とあります。従来、権利の性質上、外国人に保障されない権利として、参政権、入国の自由、社会権があるといわれてきました。しかし、地方参政権は外国人にも認める国も多くなり、最高裁は、国民主権原理と住民自治原理に照らし、法律で「永住者等」に地方選挙権を認めることは憲法が禁止していないと判示しました。また、自由権規約委員会は、「特別永住者」など日本とのつながりの方が国籍国よりも大きい長期滞在外国人には、「自国」として再入国の自由を認めるべきと日本政府に勧告しています。そして社会権といっても、労働基本権はもともと外国人にも認められ、教育を受ける権利も社会権規約や子どもの権利条約に照らして、外国人にも認められるべきとの考えを日本政府も持ちつつあります。生存権についても、国民年金や国民健康保険に代表されるように、3ヶ月を超えて日本に住む外国人も社会保障のメンバーであり、生活保護も永住者等には準用していますので、外国人には性質上、保障されないとはいえなくなっています。

外国人の人権と一口にいうのではなく、定住外国人(私の言葉では永住市民)の権利、その他の正規滞在者の権利、非正規滞在者の権利といった外国人の「態様」に応じて、大きく権利保障のあり方が異なるのが現状です。

そして、時代とともに重点課題が推移しています。戦後1970年代までは、多くの外国人は社会保障制度から「排除」され、国籍に基づく雇用「差別」が一般的であり、帰化手続は日本的氏名を強要する「同化」主義的発想が強い時代であり、就職差別裁判に代表されるように「市民的権利」の拡充が重要課題でした。1980年代は、社会権規約や難民条約の批准により、外国人の「社会的権利」の保障が進み、女性差別撤廃条約の批准により父母両系血統主義へと国籍法が改正されるのに付随して、国際化の時代にあって日本的氏名を強要する帰化手続は廃止されました。1990年代は外国人の定住化に伴い、「政治的権利」を求める声が大きくなりましたが、地方参政権はいまだ実現しておらず、自治体によっては、外国人住民の協議会の創設、地方公務員の国籍要件の撤廃、住民投票への外国人の参加がみられます。

多文化共生時代の人権

2000年代半ばからの多文化共生時代では、多文化共生推進プランにおける「コミュニケーション支援」としての行政の多言語化や日本語教育をはじめ、「文化的権利」の保障の問題が重要課題となっています。また、ヘイトスピーチによって人間の尊厳が侵されないための法律や条例の必要性も高まっています。

